

安心塾バイト
認証マークの
使用例

塾講師
の募集
サイト



塾講師
募集中!

チラシ

ホーム
ページ



パンフ
レット



審査料・使用料

2年間の費用 (2年ごとの更新)

審査料*

15,000円 (税別)

認証マーク使用料 (1事業所あたり)

3,000円 (税別)

* 認証事業所数が 11 事業所以上の場合、事業所数に応じて審査料は減額されます。

例) 10教室(事業所)を運営する事業者の場合

$[15,000\text{円 (審査料)} + 3,000\text{円 (認証マーク使用料)}] \times 10\text{教室} = 180,000\text{円 (2年間)}$

お問い合わせ先

TEL 03-6915-2293

または、この面をコピーして、下記必要事項をご記入の上、
FAX: 03-6915-2294にてお問い合わせください。担当よりご連絡申し上げます。

公益社団法人全国学習塾協会 行

貴塾名		貴社名	
お役職	フリガナ	お名前	フリガナ
ご住所	〒 都 道 府 県		
TEL	()	FAX	()
メールアドレス			

公益社団法人 全国学習塾協会 コンプライアンス推進事業部まで

〒170-0005 東京都豊島区南大塚 3-39-2

会員様向け

安心塾バイト認証



学習塾に従事するアルバイト講師の適正な労働環境の保護と、
学習塾業の健全な発展と信頼性向上を図るため、
学習塾業界においてアルバイト講師の労働条件を適正に確保している事業者に
「安心塾バイト認証」を付与しています*1。

*1 厚生労働省と文部科学省の連名により公表された「学生アルバイトの労働条件に関する自主点検表」に則った運営を行っている事業者を評価します。
「学生アルバイトの労働条件に関する自主点検表」の記載事項は以下のような項目です。
・労働基準関係法令に違反する事項 ・労働基準関係法令に違反する恐れがある事項 ・学業とアルバイトの両立のために特に配慮が必要な事項
(詳しくは見開き右ページの「安心塾バイト」認証制度の審査項目、審査内容及び審査基準をご参照ください)

公益社団法人 全国学習塾協会

認証取得によるメリット

アルバイト講師の安定的な確保
広告宣伝上での差別化

私たちの想い

厚生労働省が実施した「大学生等に対するアルバイトに関する意識等調査」では、労働条件の明示が適切になされなかった、準備や片付けの時間に賃金が支払われなかったなど、労働基準関係法令違反の恐れがある回答のほか、採用時に合意した以上のシフトを入れられた、一方的な急なシフト変更を命じられた、試験の準備期間や試験機関にシフトを入れられたなど学業とアルバイトの適切な両立への影響が疑われる回答がありました。このような状況に起因する部分もあり、アルバイト講師不足、勤務期間の短期化といった傾向が見られるようになり、アルバイト講師の待遇適正化が各方面から求められるようになりました。

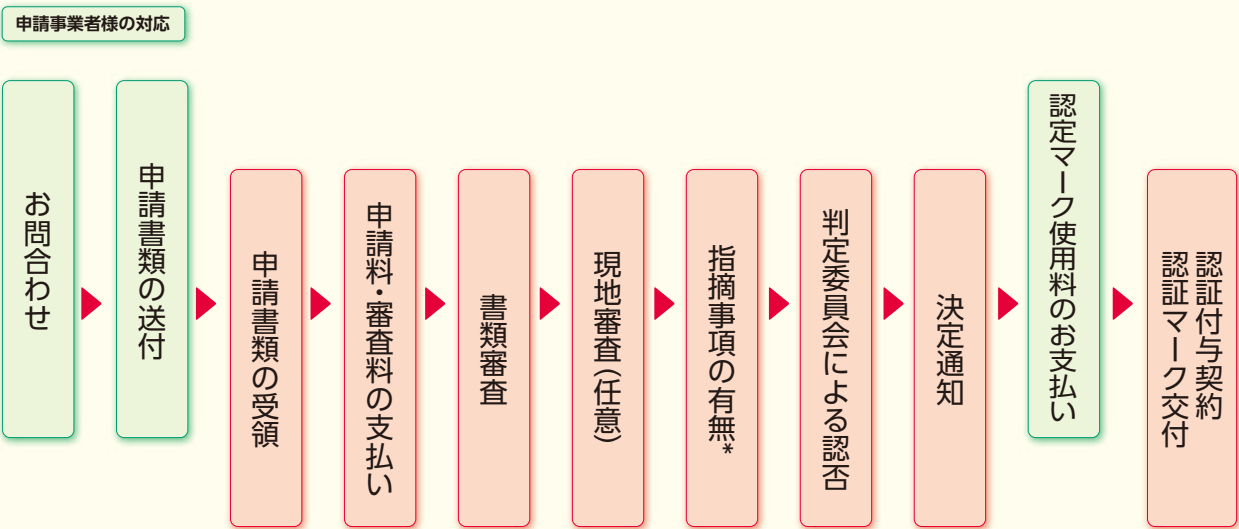
学習塾運営の最終的な目的を、塾に通う生徒の成績向上や志望校合格としている事業者の方は非常に多いと思います。そして、そのためには「質の良い授業」を提供することが必要不可欠となります。

学習塾業界には比較的多くの学生アルバイトの方が従事しており、安心塾バイト認証制度の導入による従業者・就業希望者に対する待遇の適正化が、現在の課題である講師不足、勤務期間の短期化の解消に繋がります。そして、安定的なアルバイト講師の確保、勤務期間の長期化が授業の質の向上に繋がり、成績向上、志望校合格といった、生徒とその保護者の満足に結び付くことを願っています。

「安心塾バイト」認証制度の審査項目 審査内容及び審査基準より一部抜粋

審査項目	審査内容	審査基準
労働条件の明示	アルバイトを雇い入れる際、賃金や労働時間などの労働条件を記載した書面を交付しているか。	アルバイトに対して書面が交付されていること。
就業規則	アルバイトを含め、常時10人以上の労働者を使用する場合、就業規則を作成し、所轄の労働基準監督署長に届け出ているか。	アルバイトを含め常時10人以上の労働者を使用している場合は、労働基準監督署長へ届け出ていること。
労働時間	所定の労働時間は週40時間※1日8時間以内となっているか。 ※常時10人未満の労働者を使用する事業場は週44時間以内。	労働時間が左記範囲内であること。
	アルバイトにも有給を付与しているか、法定労働時間を超えて労働させる場合、時間外労働・休日労働に関する協定（いわゆる36協定）を締結し、所轄の労働基準監督署長に届け出ているか。	36協定が締結され、労働基準監督署長に届け出られていること。
	タイムカード等の客観的な記録から確認するなどにより、実際に働いた時間を適正に把握しているか。	左記基準通りの労働時間把握をしていること。
	準備や後片付けの時間（学習塾等の場合、授業以外に行う質問対応、報告書の作成等に要した時間）を労働時間としているか。	左記のような時間を労働としていること。
休憩	1日の労働時間が6時間を超える場合には少なくとも45分、8時間を超える場合には少なくとも1時間以上の休憩を、労働時間の途中に与えているか。	左記通りの休憩が与えられていること。
割増賃金	週40時間、1日8時間を超えた時間外労働については、通常の賃金の25%以上、休日労働については、通常の賃金の35%以上の割増賃金を支払っているか。	左記通り給与計算され、支払われていること。
	午後10時から午前5時までの深夜労働については、通常の賃金の25%以上の割増賃金を支払っているか。	左記通り給与計算され、支払われていること。
健康診断	1年以内ごとに1回、定期に健康診断を実施しているか。	対象者がいる場合は健康診断を実施していること。

お問い合わせから認証交付までの主な流れ



* 指摘事項があった際には、改善をお願いする場合があります。

アルバイト講師に係る監督指導事例

事例	認められた法令違反
労働契約の締結に際して、賃金、労働時間、その他労働条件を書面により明示しなければならないにもかかわらず、口頭での説明のみとしていたもの。（※1） また、常時使用するアルバイトについては、1年以内ごとに1回、定期に医師による健康診断を行わなければならないが、これを行っていなかったもの。（※2）	※ 1 労働基準法第15条（労働条件の明示）違反 ※ 2 労働安全衛生法第66条（健康診断）違反
アルバイト講師を含めて常時10人以上の労働者を使用しているにもかかわらず、就業規則を作成し、所轄の労働基準監督署に届け出ていなかったもの。（※） なお、労働者は、教室長を除き、すべてアルバイト講師であった。	※ 労働基準法第89条（就業規則）違反
授業終了後の質問対応を行った時間や授業記録を作成した時間を、労働時間として取り扱わず、当該時間分の賃金の支払が不足していたもの。（※1） また、時間外・休日労働協定の締結・届出なく時間外労働を行わせていたもの。（※2） さらに、労働契約の締結に際して、書面により明示しなければならない「期間の定めのある労働契約を更新する場合の基準に関する事項」が、交付された労働条件通知書に記載されていなかったもの。（※3）	※ 1 労働基準法第24条（賃金の支払）違反 ※ 2 労働基準法第32条（労働時間）違反 ※ 3 労働基準法第15条（労働条件の明示）違反

ご注意：適切な労働環境が確保されていない場合、労働基準監督署の調査（臨検）により、指導または是正勧告を受ける場合があります。